

家畜改良増殖法・家畜遺伝資源法*が改正されています。精液の適切な管理を！！

令和2年10月の法改正・新法施行に伴い、制度が追加・変更されました。

和牛遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の適正な流通のため、下記の事に留意し、管理をお願いします。遺伝子検査により親子矛盾がみられる例も報告されています。

*家畜遺伝資源法＝家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年10月1日施行）

1. 保管・管理について

◎凍結精液・受精卵は、証明書とストローと一緒に保管してください

◎使用時には確実に授精台帳へ記録してください

- ・譲渡あるいは使用の際には、証明書への記載を忘れずに！
- ・人工授精、受精卵移植の記録は5年間保存！
- ・自分で授精しない方も出来るだけ授精に立ち合い、確認してください

2. 譲渡について

◎凍結精液・受精卵の譲渡（販売、交換）は、
家畜人工授精所以外では行えません

◎県有種雄牛凍結精液を譲渡する際には、
事前に申請し、岐阜県の承諾が必要です

- ・証明書が添付されていないもの、品質不良などの譲渡は禁止！
- ・譲受、譲渡の記録は10年間保存！
- ・県有種雄牛について譲渡の予定があれば、家保まで連絡してください。
(様式をお渡しします)。廃棄の場合も家保の立会・確認が必要です。



ご不明な点は中濃家畜保健衛生所 保健衛生係までお問い合わせください

TEL 0574-25-3111 FAX 0574-27-3092